

第6回宇城地域医療構想調整会議

次 第

日 時：平成31年3月1日（金）
19:00～

場 所：宇城地域振興局3階大会議室

I 開 会

II 議 事

宇城地域医療構想の協議について

【資料1】

1 非稼働病棟を有する医療機関について

泉胃腸科外科医院

2 開設者の変更を行う医療機関について

おおもり病院

III 報 告

1 平成30年度病床機能報告結果について

【資料2】

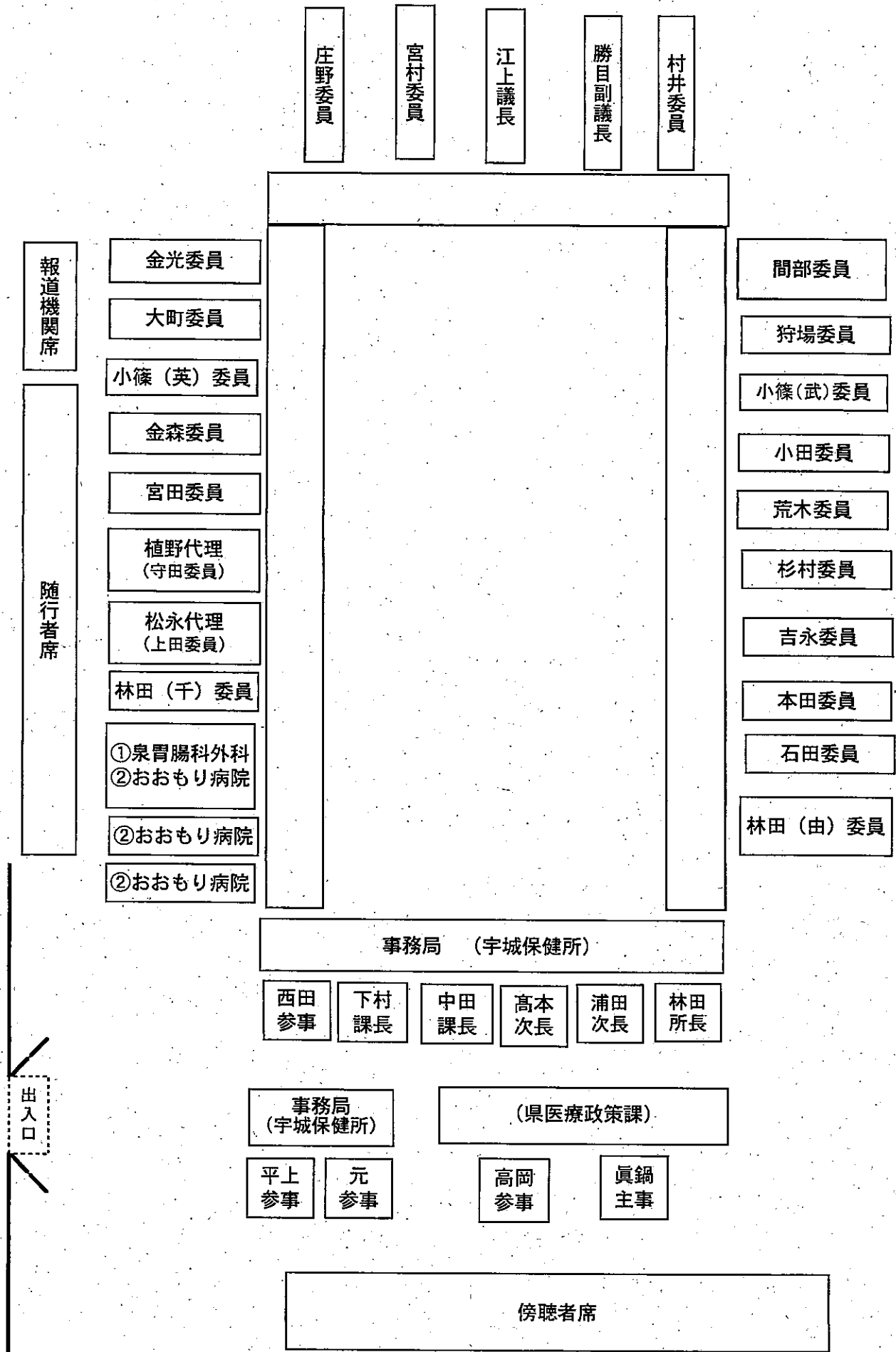
2 地域医療介護総合確保基金（医療分）について

【資料3】

3 その他

IV 閉 会

第6回宇城地域医療構想調整会議 配席図



第6回宇城地域医療構想調整会議

(順不同・敬称略)

No	氏名	所属・役職	出席	備考
1	江上 寛	一般社団法人 下益城郡医師会 会長	○	
2	勝目 康裕	一般社団法人 宇土地区医師会 会長	○	
3	村井 映	回復期機能を担う医療機関代表 (くまもと温石病院 院長)	○	
4	間部 訓章	慢性期機能を担う医療機関代表 (間部病院 理事長・院長)	○	
5	狩場 岳夫	診療所代表<下益城郡代表> (狩場医院 院長)	○	
6	高橋 利弘	在宅医療を担う医療機関代表 (たかはしクリニック 院長)		
7	小篠 武明	一般社団法人 宇土地区医師会 副会長(地域医療構想担当)	○	
8	小田 哲也	診療所代表<宇土地区代表> (みどりかわクリニック 院長)	○	
9	荒木 邦生	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (くまもと心療病院 理事長・院長)	○	
10	杉村 勇	宇土郡市歯科医師会 監事	○	
11	吉永 修	下益城郡歯科医師会 会長	○	
12	本田 昭	公益社団法人 熊本県薬剤師会宇城支部 支部長	○	
13	石田 由紀子	公益社団法人 熊本県看護協会上益城・宇城支部 担当理事	○	
14	宮村 信博	宇城総合病院 副院長	○	
15	庄野 弘幸	済生会みすみ病院 院長	○	
16	金光 敬一郎	熊本南病院 院長	○	
17	大町 秀樹	宇城市民病院 院長	○	
18	池邊 顕嗣朗	こども総合療育センター 院長		
19	小篠 英明	熊本県老人福祉施設協議会代表 (蕉夢苑 施設長)	○	
20	金森 正周	一般社団法人 熊本県老人保健施設協会代表 (あさひコート 理事長)	○	
21	宮田 裕三	宇土市健康福祉部長	○	
22	守田 憲史	宇城市長	○	(代理出席) 健康づくり推進課長 植野 修
23	上田 泰弘	美里町長	○	(代理出席) 健康保険課長 松永 栄作
24	林田 千春	熊本県保健者協議会代表 (健康保険組合連合会熊本連合会)	○	
25	林田 由美	熊本県宇城保健所長	○	

出席者 23名

宇城地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、宇城構想区域（以下「構想区域」という。）に宇城地域医療構想調整会議（以下「宇城地域調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 宇城地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 宇城地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 宇城地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、宇城地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 宇城地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 宇城地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、宇城地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 宇城地域調整会議の庶務は、熊本県宇城保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宇城地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。